

消費者委員会からの確認事項に関する ご報告について

国土交通省
総合政策局物流政策課
自動車局貨物課
平成26年4月8日

宅配便等を悪用した被害金員の送付防止策について

【詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議】(平成25年8月6日)

2. 詐欺的投資勧誘に用いられる犯行ツールに関する取組の強化

(3)総務省及び国土交通省は、詐欺的投資勧誘に係る事案において、郵便や宅配便等による送金の防止を図るため、それらの運送事業者に対し引き続き分かりやすい注意喚起を積極的に行うよう、協力を要請すること。

確認事項1. 警察庁のホームページに掲載されている『その宛先は大丈夫ですか？』被害関係住所一覧表について、具体的にどのように活用して被害の未然防止に役立てているのか、主な事例を説明願います。

- 警察庁ホームページに掲載されている「実際に被害に遭われた方が現金を送付した住所」(私設私書箱)へ配達する荷物については、警視庁などの警察関係機関を通じ、出荷人に対して荷物の内容品を改めて確認し、詐欺被害に遭った現金などであることが判明した場合、出荷人に返送、または警察関係機関に任意提出することにより、被害防止に協力している事例が報告されています。
- こうした活動により、的確な行動が犯罪被害の未然防止に貢献したとして、警察関係機関から表彰を受けた事例についても報告されています。
- また、平成26年2月以降、警察庁等関係機関と連携し『詐取金送付先リスト』を活用した犯罪被害の未然防止を図るためのスキームを運用を開始している事業者もあるとの報告を受けています。

確認事項2. 宅配便やメール便を取り扱っている運送事業者の取組により、被害の発生を未然に防止できた実績(平成24年度及び平成25年度)を把握していれば、説明願います。

○ 宅配便やメール便を取り扱っている運送事業者の取組により、被害の発生を未然に防止できた実績については、把握しておりません。

○ しかしながら、今般の建議に係る実施状況の報告にあたり、一部の大手宅配便運送事業者からは、被害の発生を未然に防止できた事例として、以下のような事例が報告されております。

(A社の例)

- ① 警察が特殊詐欺にて搜索をした私設秘書箱で、その後に同私書箱に届いた荷物については出荷人に連絡し、内容物の再確認を行い被害の発生を防止した事例。
- ② 出荷人または警察から被害金在中荷物の配達中止依頼があり、その際同時期に同所(私設私書箱)宛の荷物については、配達前に出荷人に内容物の再確認を行い被害の発生を防止した事例。

(B社の例)

- ① 集荷依頼を受けた高齢者宅に連絡したところ、その内容から現金送付を考えていることを察知し、集荷に伺ったところ、金を購入するための現金を用意していることが確認できたことから、被害者を説得し、詐欺事件として警察に通報し、被害の発生を防止した事例。
- ② 女性からの発送荷物に関し、荷受人欄に会社名の記載がなく部署名のみであったことを不審に思い、警察庁のホームページで確認したところ、荷受人の住所が過去の詐欺事件で使用されていた住所であったことから、荷物の確認を行おうとしたが拒否された。詐欺事件の疑いが濃いと判断し、警察署に通報し、被害の発生を防止した事例。

など、平成25年度(平成26年1月まで)中に、警察署から感謝状を授与されたケースが4件あった。